

監護法で精神疾患を有する方が明日本では、明治33年に精神病者

I. 精神保健福祉法とは

いく處回健  
い止は福さ  
わがありま  
たしります。  
いわが家  
ごの役割者  
認を大き  
制度をお  
願きの今保

精神保健福祉法が改定され、平成26年4月より施行されました。この改定により、精神疾患を有する方々の医療対象となることが明確化されました。

よく氣候も安定し始め、いよいよ春本番の兆しが感じられます。でも増えてまいりました。しかし、お風邪などは引き続き流行しています。お気をつけ下さい。

おうやく気候も安定し始め、よいよ春本番の兆しが感じられ、ます。でも増えてまいりました。しかし、お風邪などは引き続き流行しています。

## 精神保健福祉法の改正について

鶴が丘だより

東京都町田市三輪山二丁目2133-1  
医療法人社団鶴永会鶴が丘ガーデンホスピタル  
院長後藤晶子  
電話044(988)3121

精定健精定健神保健  
神保健福社に有する方々の医療対象としなが  
れ、規保した。その後、国際連合において障害者基  
本法が策定され、日本でも考  
えました。そこで、平成7年に施行されまし  
た法律。

都宮事件や患者様の権利問題等の問題が発生し、患者様に対する虐待の問題等の問題が発生しました。そこで、昭和62年に施行法が制定化等の施設を実現されました。

この法律では、精神科の通院や入院に関する事柄や地域生活を営む者の規定、自宅に監置する監護義務を規定する場所の規定、自宅に患者様を監置する場合の規定、監護義務者が負担する費用は監護義務者自身の負担です。

この法律では、精神科の通院や入院に関する事柄や地域生活を営む者の規定、自宅に監置する監護義務を規定する場所の規定、自宅に患者様を監置する場合の規定、監護義務者自身の負担です。

この法律では、精神科の通院や入院に関する事柄や地域生活を営む者の規定、自宅に監置する監護義務を規定する場所の規定、自宅に患者様を監置する場合の規定、監護義務者自身の負担です。

## II. 法改正の経緯

この法律では、精神科の通院や入院に関する事柄や地域生活を営む者の規定、自宅に監置する監護義務を規定する場所の規定、自宅に患者様を監置する場合の規定、監護義務者自身の負担です。

③方を迷ふことができると同時に、手続きの強化により患  
た患者様自身の気持ちを代弁する  
退院を目指し、①早期治療と早期  
この廃止は、

家庭族等とは  
扶養義務者  
親権者配偶者  
後見人又は保佐人

平成26年4月より医療保護入院は、精神保健指定医の診察で入院すべき添え方ご家族等の同意で入院する制度に変更されます。

### III. 改正点について



入院時	精神保健指定医1名の診察 + 「家族等」の同意
入院後早期	退院後生活環境相談員等を選任し、適宜相談・支援を行う
入院後10日以内	「入院届」・入院予定期間を記載した「入院診療計画」を提出→精神医療審査会が審査
入院予定期間 (入院期間)	・入院から1年間は、入院診療計画に記載した入院予定期間の経過月が入院期限 ・院内の審査会(合議体)で入院期間の更新について審査⇒地域支援関係者の参画可 都道府県等が毎年全病院に対して行っている実地指導の様、実施状況を確認し、 必要な指導を実施
退院準備	地域援助事業者との連携
入院後1年経過ごと	定期病状報告(入院患者の病状に加え退院に必要な支援や環境調整等の内容)提出 →精神医療審査会が入院の必要性を審査するとともに、退院に向けた具体的な指示 (地域相談支援の利用、退院支援計画の作成等)を行う
特に慎重な審査を 要する場合	精神医療審査会が病院に出向いて、本人・医療関係者の意見を聴取した上で審査

者様の人権擁護を図るために行われるものであります。

## ②新たな医療保護入院制度

医療保護入院の見直しに際して、医療機関では、退院後生活環境相談員を中心に行なうことになります。これは、定期的に会議を行い、早期の退院を目指すためのものです。特に、今回保護者制度の廃止に伴い、治療状況や環境調整が整った時点で退院することになります。

## ②新たな医療保護入院制度

☆お知らせ◆新年度を迎えるにあたり、保険証の更新や変更となる方がいらっしゃいます。保険証が変更となりました場合は、受付にてご提示下さい。◆たまには、請求額がござります。平成26年4月に診療報酬の改訂がござります。通院入院等のご依頼がござる場合がござりますので、ご承知おき下さい。  
（編集委員一同）

精神科医療を取り巻く環境が今後も大きく変化していきます。当院においても、患者様やご家族様をはじめ社会全体にとつて、より安全で安心な医療提供を行つてまいります。

今回の法改正を踏まえ、①医療保護入院の手続きの在り方や②医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方、③入院中の処遇・退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明について検討を行って改訂等を行います。

## IV. 今後の精神保健福祉法